Patdel 英語コーチング利用規約

第**1**条（定義）
1.「当社」とは、GRASグループ株式会社をいいます。
2.「本サービス」とは、当社が提供するオンライン英語コーチングサービス「Patdel」をいいます。
3.「ユーザー」とは、本規約に基づき当社との利用契約が成立した者をいいます。
4.「コンサルタント」とは、本サービスにおいて英語学習に関する助言・指導等を行う者をいいます。
5.「利用契約」とは、本規約及び個別の契約書面に基づく本サービスの契約をいいます。

第**2**条（サービス内容）
1. 本サービスは、主として英語スピーキング力の向上を支援するオンラインコーチングです。
2. 提供内容には、受講開始時に一度実施する英語力確認・初期コンサルティング・個別初期学習プランニング（入会金の対価）、英語学習に関するコーチング、課題の添削、規定の回数を上限とする面談等を含みます。初期学習プランニングは受講開始時の一回限りの役務です。
3. 具体的なサービス内容、面談の上限回数、その他の提供回数、使用ツール、教材及び提供期間は、概要書面・契約書面に定めます。
4. 本サービスは特定の試験合格、得点、語学力向上等の成果を保証するものではありません。ただし当社の契約上・法令上の責任を免除するものではありません。

第**3**条（申込み及び契約の成立）
1. 申込希望者は、本規約及びプライバシーポリシー等を確認し、当社所定の申込手続を行います。
2. 当社は、法令上必要な概要書面を申込み又は契約締結に先立って交付します。
3. 利用契約は、個別相談後に当社が案内する指定の申込ページでクレジットカード決済が確定した時に成立します。契約成立後、遅滞なく法定の契約書面を交付します。
4. 当社は契約成立後、遅滞なく法定の契約書面を交付します。
5. ユーザーは、必要に応じて当社が指定するLINE等のツールに登録し、提供されたアカウント等を適切に管理します。
6. 未成年者の契約は法令に従い法定代理人の同意を必要とします。

第**4**条（契約期間・料金・支払方法）
1. 本サービスの契約期間、具体的な提供内容、受講料、入会金、早期入会特典その他の料金条件は、契約締結前に交付する概要書面及び個別の契約書面に定めます。
2. 実際に適用される受講料、入会金、割引額及び支払総額は、契約締結前の申込最終確認画面に表示し、契約成立後の個別契約書面にも明示します。
3. 当社への支払方法はクレジットカード決済とし、当社に対する決済は一括で行います。クレジットカード会社の条件により分割払い等が利用できる場合がありますが、各回の支払額、引落日及び分割手数料等はカード会社の定めによります。当社が分割払いを提供するものではありません。
4. 入会金は、受講開始時に一度実施する英語力確認、学習方針の初期コンサルティング及び個別初期学習プランニングの対価であり、継続的な学習プランニングの対価ではありません。入会金の金額は概要書面及び個別契約書面に明示します。
早期入会特典は受講料のみを割引対象とし、入会金は割引対象外とします。早期入会特典は、概要書面を適法に交付した日の3日後の24時（日本時間）までに契約が成立した場合に適用します。特典の内容、割引額、適用条件及び期限は、概要書面及び個別契約書面に明示します。

早期入会特典の適用有無と実際の支払総額は、申込最終確認画面及び個別契約書面に明示します。契約期間満了時に自動更新は行いません。

第**5**条（クーリング・オフ）
1. ユーザーは、特定商取引法第48条その他適用法令に基づき、法定の契約書面を受領した日を含む8日以内、書面又は電磁的記録で申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。
2. 解除は、ユーザーが解除通知を発信した時に効力が生じます。
3. 適法なクーリング・オフが行われた場合、当社は損害賠償・違約金・提供済み役務の対価を請求せず、入会金及び実際に支払われた受講料その他の金銭を速やかに全額返還します。早期入会特典の適用有無やサービスの利用日数によって返金額を減らしません。
4. 不実告知・威迫等があった場合など、法令に基づき8日経過後もクーリング・オフが可能となることがあります。
5. クーリング・オフ受付先：**https://forms.gle/7veZBhSCxq4SsTnB8**　なお、書面その他法令上有効な電磁的記録による通知も受け付け、法定の権利行使を制限しません。
※本条の要件を満たすだけでは法定書面の記載・赤字赤枠等の表示義務を代替しません。

第**6**条（中途解約・精算・返金）
1. ユーザーは、クーリング・オフ期間経過後も、特定商取引法第49条に従い契約期間中いつでも将来に向かって契約を解除できます。
2. 役務提供開始前の中途解約について、入会金及び受講料の既提供対価は請求せず、契約締結及び履行のために通常要する費用として法令上認められる額（上限15,000円）のみを控除して、既払金の残額を返金します。通常必要な費用が15,000円を下回る場合は、その金額のみを請求します。
3. 役務提供開始後の中途解約では、入会金と実際の契約受講料の双方について、契約期間に応じてそれぞれ日割り算定した既提供対価に加え、未提供受講料の20%（上限50,000円）の解約料を基準に精算します。ただし、解約料は当該解約によって通常生ずる損害を超えない法令上の範囲に限ります。入会金の未提供部分は返金対象とします。
4. 既提供受講料＝個別契約書面に記載した実際の契約受講料（税込）×（役務提供開始日から中途解約の効力発生日の前日までの提供対象日数÷契約上の総提供日数）、既提供入会金＝個別契約書面に記載した入会金（税込）×（同じ提供済み対象日数÷契約上の総提供日数）として、それぞれ日割り計算します。各計算の1円未満の端数は切り捨てます。入会金の返金対象額は、個別契約書面に記載した入会金から既提供入会金を差し引いた額です。早期入会特典が適用されている場合は、割引後の実際の契約受講料を基準とし、解約時に特典適用前の受講料へ戻して計算しません。未提供受講料は実際の契約受講料から既提供受講料を差し引いた額です。サービス開始前の提供済み対象日数は0日とし、第2項の法定上限内の費用のみを精算します。
5. 入会金は、受講開始時に一度実施する英語力確認、初期コンサルティング及び個別初期学習プランニングの対価です。これらの初期役務が完了している場合でも、受講者に有利な契約上の返金方針として、通常の中途解約では契約期間に応じて入会金を日割り精算し、未経過日数に対応する金額を返金します。受講開始時の初期役務対価を別途請求・控除せず、受講料の既提供対価との二重計上もしません。早期入会特典は受講料のみを割引対象とし、入会金は割引対象外です。適法なクーリング・オフの場合には、入会金を含む既払金を全額返還します。
6. 既払金が前各項に基づき適法に請求できる合計額を超える場合、当社はその差額を速やかに返還します。中途解約の返金は原則として申出日から14日以内に、利用されたクレジットカードへの取消し又は返金処理で行います。ただし、法令上より早い返還が必要な場合はこれに従います。カード会社による明細への反映には時間がかかる場合があります。

7. 中途解約受付先：https://forms.gle/7veZBhSCxq4SsTnB8　なお、法令上有効な書面その他の電磁的記録による通知も受け付けます。本条は、ユーザーの債務不履行等に基づく解除・返金その他の法定の権利を制限しません。

第**7**条（電子交付）
1. 当社は、特定商取引法に基づく概要書面及び契約書面につき、法令所定の事前説明、電子データの閲覧・保存等の確認、承諾取得、承諾控えの交付等の手続を履践した場合に限り、電磁的方法により提供します。
2. 電子交付方法は、PDFファイルの電子メール添付等、法令に適合する方法とします。
3. 概要書面は契約申込み又は締結前に、契約書面は契約成立後遅滞なく交付します。
4. 電子交付に承諾しないユーザーには、法令に従い紙の書面を交付します。
5. 電子交付の到達・保存・閲覧の確認及び証跡の保存は法令に従って実施します。

第**8**条（日程変更・休会等）
1. 受講日程変更の申請期限、欠席・無断欠席の扱い、振替の回数・期限は、申込前に明示する条件に従います。
2. 休会制度はございません。
3. 当社の責めに帰すべき事情で提供できなかった役務は、代替提供・返金等、適切に対応します。
4. 本条は法定のクーリング・オフ及び中途解約を妨げません。

第**9**条（免責・損害賠償）
1. 学習成果は保証しませんが、本サービスの契約不適合、債務不履行、不法行為等についての責任は適用法令に従います。
2. 当社の故意又は重大な過失による責任を免除・制限しません。
3. その他の損害についても消費者契約法等の強行法規に反する免責は適用しません。

第**10**条（録音録画・個人情報）
1. 当社はサービス提供、品質改善及び紛争防止等のため、必要な範囲で音声・映像・学習履歴等を取り扱うことがあります。
2. 具体的な利用目的、外部委託、第三者提供、安全管理措置等は別途プライバシーポリシーに定めます。

第**11**条（禁止事項・利用停止）
1. ユーザーは、違法行為、第三者の権利侵害、ハラスメント、サービス運営妨害、アカウントの不正利用、無断譲渡等を行ってはなりません。
2. 重大な違反等がある場合、当社は合理的な範囲で利用停止・解除その他の措置をとることがあります。
3. 違反を理由とする措置についても、返金・違約金・損害賠償は適用法令に従い、一律返金不可とはしません。

第**12**条（知的財産権・教材）
1. 教材・システム等の知的財産権は当社又は正当な権利者に帰属します。
2. ユーザーは法令又は当社の許諾の範囲を超えて複製・配布・転売等を行ってはなりません。
3. 個別教材等の有無、料金、返還・利用終了後の取扱いは申込前に明示します。

第**13**条（規約変更）

当社は、民法第548条の4その他適用法令の要件に従い本規約を変更することがあります。変更内容・効力発生日等を適切に周知し、法令上の権利を制限しません。

第**14**条（特約・法令との関係）
1. 個別契約書面の特約は、強行法規に反しない限り適用されます。
2. 法令と本規約が抵触する場合、適用される強行法規が優先します。
3. 前受金保全措置及び割賦販売法に基づく抗弁権の接続等の必要事項は、法令に従い概要書面・契約書面に表示します。

第**15**条（準拠法・裁判管轄）
本規約は日本法に準拠します。紛争の管轄は法令上の専属管轄等に反しない範囲で東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

改定日：2026年11月1日制定